

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230905	ピーアール物流 株式会社 (法人番号1030001092116)代表者: 石井 正子	東京都足立区鹿浜1-11-7	本社	東京都足立区鹿浜1-1-7	輸送施設の使用停止 (275日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の3	薬物等使用運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月19日及び同年11月8日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	28	28
20230905	株式会社 百之台(法人番号2030001040602)代表者: 福澤 和人	埼玉県三郷市早稲田6-33-5	東京	東京都葛飾区西水元1-6-18	輸送施設の使用停止 (180日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月15日及び同年10月4日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(6)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	18	18
20230905	株式会社 アスエ(法人番号2140001085041)代表者: 石原 義三	兵庫県南あわじ市山添289-1	関東	埼玉県吉川市栄町151-5-1 戸張ビル2B	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月29日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)	6	6
20230905	有限会社 オダ(法人番号5012802010286)代表者: 小田 祐二	東京都東大和市中央2-1101-115	湘南	神奈川県伊勢原市東大竹996-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月10日、同年12月15日及び令和5年2月1日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
20230905	株式会社 ロンコ・ジャパン (法人番号4120001013794)代表者: 宮口 弘之	大阪府大阪市東成区東小橋1-11-10	高崎支店	群馬県高崎市吉井町池字寺田222-1、222-4、223-1	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和4年9月14日及び令和5年2月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)	5	5

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230905	株式会社 MH CARGO (法人番号 9040001045544)代表者: 林 光雄	千葉県成田市市川上24 5-694	厚木	神奈川県厚木市三田1 -1-33 A102	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月7日、監査を実施。3 件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)事業計画の変更認可違 反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	5	5
20230905	株式会社 飛鳥(法人番号 9020001070503)代表者: 小川 益男	千葉県市川市塩浜1- 7-2	市川	千葉県市川市塩浜1-7 -2	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月25日、 監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)報告義務 違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20230905	有限会社 小田多運送(法 人番号2040002033208)代 表者:小田 知長	千葉県市川市広尾1- 17-3	本社	千葉県市川市広尾1-1 7-3	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年12月13 日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業 法第17条第3項)	3	3
20230905	株式会社 全六(法人番号 5070001034837)代表者: 栗田 拓也	群馬県伊勢崎市茂呂 南町4836-10	本社	群馬県伊勢崎市茂呂南 町4836-10	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月26日、監査を実施。 5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5) 事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2
20230905	株式会社 ぐんま東庄(法 人番号5070001006778)代 表者:江積 栄一	群馬県高崎市寺尾町2 312-8	本社	群馬県高崎市寺尾町23 12-8	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月12日、監査を実施。 6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)整備管理者の研修受講 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)事業計画事前届出 違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2
20230912	株式会社 サンライズ(法 人番号9020001049448)代 表者:鶴崎 秀行	神奈川県横浜市泉区 中田東2-38-20	本社	神奈川県横浜市泉区中 田東2-38-20	輸送施設の使用停止 (90日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月15日及び令和5年1 月31日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する 適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4) 定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路 運送車両法第48条)	9	9

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230912	株式会社 トランスポート・エースアンドエース(法人番号8011401004779)代表者:西岡 有子	東京都板橋区坂下3-37-8	東京	東京都板橋区坂下3-37-8	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月15日及び同年12月14日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	6	6
20230912	株式会社 唐澤商店(法人番号9070001030114)代表者:唐澤 徳治	群馬県吾妻郡高山村大字中山4155-8	キュアリング貯蔵庫	群馬県吾妻郡高山村大字中山4155-8	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月9日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	5	5
20230912	有限会社 尾形興業(法人番号2090002009608)代表者:尾形 亮一	山梨県上野原市大柵466	本社	山梨県上野原市大柵466	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月7日及び同年12月14日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	5	5
20230912	株式会社 Raptor(法人番号3040001089927)代表者:高崎 正道	東京都江戸川区松島3-31-14-101	本社	東京都江戸川区松島3-31-14-101	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年5月15日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	4	4
20230912	有限会社 イワサキ(法人番号3070002028162)代表者:岩崎 純一	群馬県邑楽郡大泉町北小泉4-22-19	本社	群馬県邑楽郡大泉町北小泉4-22-19	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20230912	株式会社 大月陸送(法人番号2090001007892)代表者:石倉 克哲	山梨県都留市大原187-1	甲府	山梨県笛吹市八代町北2188-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年6月20日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年9月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230920	株式会社 高崎リビング (法人番号 7070001007527)代表者: 吉川 秀樹	群馬県高崎市下佐野 町982-6	本社	群馬県高崎市下佐野町 982-6	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月14日、監査を実施。 4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第10条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第3条の5)	4	4
20230920	有限会社 大金商事(法人 番号1060002000108)代表 者:大金 不二夫	栃木県宇都宮市白沢 町1662-4	本社	栃木県宇都宮市白沢町 1662-4	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月25日、監査を実施。 1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)	2	2
20230925	大谷田運送 株式会社(法 人番号4030001034767)代 表者:石坂 英巳	埼玉県草加市小山1- 5-19	本社	東京都足立区佐野2-1 1-9	事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止 (160日車)、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第18条 第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年1月20日及び同年3月3 日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断 受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)整備管理 者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(10)運 行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、 (11)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、 (12)事業計画(営業所、自動車庫及び休憩睡眠施設の新設・廃止)の変更認可 違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画(営業所に配置する 事業用自動車の種別ごとの数)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第 1項)、(14)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの (貨物自動車運送事業法第24条の4)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業 法第60条第1項)	46	46
20230926	株式会社 都市貨物輸送 (法人番号 8021001013353)代表者: 小菅 雅之	神奈川県相模原市中 央区田名5971-1	埼玉	埼玉県桶川市坂田東3 -10-7	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	道路交通法違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年6月 13日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反 等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、 (3)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、 道路運送車両法第52条)、(4)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第 9条第3項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)